

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	55	府 省 庁 名	国土交通省
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">法人住民税</span> 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	投資法人等に係る法人住民税均等割の減免措置の導入		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> </ul> <p>投資法人・特定目的会社に係る法人住民税均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の内容</li> </ul> <p>投資法人・特定目的会社に係る法人住民税均等割について、減免措置を導入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> </ul>		
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係条文</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地方税法第52条・第312条</span>		
減収見込額	(初年度)    —        (    —    )    (平年度)        —        (    —    )    (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>投資法人・特定目的会社を活用した不動産証券化の促進により市場を活性化し、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国不動産投資市場の競争力を強化するためには、投資法人・特定目的会社を活用した不動産証券化の促進により市場を活性化する必要があり、そのためには、投資法人・特定目的会社が導管体として、投資家に対して効率的に配当を行っていくことが重要である。</p> <p>投資法人・特定目的会社については、税法上、支払配当を損金算入することで、ビークル段階では法人税課税が行われず、投資家段階で課税される仕組みとなっている。しかし、法人住民税の均等割は、課税所得にかかわらず資本に応じて課されるため、証券化において多額の資本を調達した場合には、配当如何にかかわらず資本金に応じた均等割が課されてしまう。</p> <p>また、法人住民税の均等割は、課税所得計算上、損金に算入されないため、投資法人・特定目的会社が均等割相当額を投資家に配当できないこととあいまって法人税が課され、結果的に法人住民税均等割の税額の2倍弱の税負担が生じてしまうこととなる。その結果、投資家の投資収益を損なうこととなっている。</p> <p>このような投資家の税負担を軽減することで、投資家のビークルを通じたリスクマネー供給が促進され、多様な資金調達・運用の機会が確保される。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する 業績目標 173 不動産証券化実績総額
	政策の達成目標	投資家のビークルを通じたリスクマネー供給促進により、多様な資金調達・運用の機会を確保し、不動産証券化実績を拡大すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	法人住民税の均等割課税により、投資法人・特定目的会社の投資家の投資収益が損なわれており、ビークルを通じたリスクマネー供給が阻害されている。
有効性	要望の措置の適用見込み	投資法人・特定目的会社について、適用が行われる見込み。なお、上場不動産投資法人は 35 社 (H23 年 7 月末)、特定目的会社の届出件数は 1,024 件 (H22 年 3 月末)。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	投資家による投資法人・特定目的会社を通じたリスクマネー供給が促進され、多様な資金調達・運用の機会が確保される見込み。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	投資法人・特定目的会社について、ビークル段階での課税が行われなくなることで、配当の損金算入制度との整合性がとれる。また、投資家による投資法人・特定目的会社を通じたリスクマネー供給が促進され、多様な資金調達・運用の機会が確保されるため、要望している措置は妥当。

税負担軽減措置等の適用実績	なし
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	投資家による投資法人・特定目的会社を通じたリスクマネー供給が促進され、多様な資金調達・運用の機会が確保される。
前回要望時の達成目標	なし
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	なし
これまでの要望経緯	なし